

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

- クリーニング師の研修及び業務従事者に対する講習の指定……………（福祉保健局健康安全全部健康安全課）…一
- 保安林の指定予定……………（産業労働局農林水産部森林課）…二
- 保安林の指定施業要件の変更予定……………（同）…二

規程（交）

- 東京都交通局会計事務規程の一部を改正する規程……………二
- 大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出……………三
- ……………（産業労働局商工部地域産業振興課）…三
- 東京都指定排水設備工事事業者の変更届出……………四
- ……………（下水道局）…四
- 東京都指定排水設備工事事業者の指定……………（同）…四

告示

●東京都告示第六百四十五号
 クリーニング業法（昭和二十五年法律第二百七号）第八
 条の二第一項及び第八条の三の規定に基づき、クリーニン
 グ師の研修及び業務従事者に対する講習を次のように指定
 する。

令和五年五月十五日

東京都知事 小池 百合子

一 研修及び講習の
 主催者の名称及
 び所在地
 公益財団法人全国生活衛生営業指導
 センター
 港区新橋六丁目八番二号

二

研修及び講習の
 開催年月日並び
 に会場の名称及
 び所在地

（一）クリーニング師の研修

ア 令和五年七月二十三日

日本クリーニングセンター
文京区後楽二丁目三番十号

イ 令和五年八月二十日

日本クリーニングセンター
文京区後楽二丁目三番十号

ウ 令和五年十一月八日

トヨタドライビングスクール
東京
立川市羽衣町一丁目三番四号

エ 令和五年十一月十九日

（廃棄物の処理及び清掃に關
 する法律（昭和四十五年法律
 第百三十七号）に基づく特別
 管理産業廃棄物管理責任者の
 資格を得るための研修（以下
 「特管物研修」という。）を
 含む。）
 日本クリーニングセンター
文京区後楽二丁目三番十号

オ 令和六年二月十八日

日本クリーニングセンター
文京区後楽二丁目三番十号

（二）業務従事者に対する講習

ア 令和五年七月二十八日

日本クリーニングセンター
文京区後楽二丁目三番十号

イ 令和五年八月六日

日本クリーニングセンター
文京区後楽二丁目三番十号

ウ 令和五年九月一日

日本クリーニングセンター
文京区後楽二丁目三番十号

エ 令和五年九月十五日

日本クリーニングセンター
文京区後楽二丁目三番十号

オ 令和五年九月二十八日

日本クリーニングセンター
文京区後楽二丁目三番十号

カ 令和五年十月五日

トヨタドライビングスクール
東京
立川市羽衣町一丁目三番四号

キ 令和五年十月十五日

日本クリーニングセンター
文京区後楽二丁目三番十号

ク 令和五年十月二十九日

日本クリーニングセンター
文京区後楽二丁目三番十号

ケ 令和五年十一月二十六日

日本クリーニングセンター
文京区後楽二丁目三番十号

コ 令和五年十二月三日

トヨタドライビングスクール
東京
立川市羽衣町一丁目三番四号

サ 令和五年十二月十三日

日本クリーニングセンター
文京区後楽二丁目三番十号

シ 令和五年十二月三十一日

日本クリーニングセンター
文京区後楽二丁目三番十号

ス 令和六年一月二十一日

日本クリーニングセンター
文京区後楽二丁目三番十号

セ 令和六年二月一日
日本クリーニングセンター
文京区後楽二丁目三番十号

ソ 令和六年二月二十八日
日本クリーニングセンター
文京区後楽二丁目三番十号

三 受講料

(一) クリーニング師の研修 五千円
(特管物研修を含む場合 八千円)

(二) 業務従事者に対する講習 四千五百円

●東京都告示第六百四十六号

森林法 (昭和二十六年法律第二百四十九号) 第二十九条の規定により、次のように保安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知があったので、同法第三十条の規定により告示する。

令和五年五月十五日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 保安林予定森林の所在場所
あきる野市乙津字長岳五五〇番・五五一番・五五三番
(以上三筆について、次の図に示す部分に限る。)、五五〇番二
- 二 指定の目的
土砂の流出の防備
- 三 指定施業要件
- (一) 立木の伐採の方法
 - 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で

定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を東京都産業労働局農林水産部及びあきる野市役所に備え置いて縦覧に供する。)

●東京都告示第六百四十七号

森林法 (昭和二十六年法律第二百四十九号) 第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があったので、同法第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により告示する。

令和五年五月十五日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
青梅市成木七丁目一五九四番、一五九七番、一六〇四番、一六二六番
- 二 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 三 変更後の指定施業要件
- (一) 立木の伐採の方法
 - 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を東京都産業労働局農林水産部及び青梅市役所に備え置いて縦覧に供する。)

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
青梅市柚木町三丁目八四四番一、同番二
- 二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を東京都産業労働局農林水産部及び青梅市役所に備え置いて縦覧に供する。)

規 程 (交)

●交通局規程第四十六号

東京都交通局会計事務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和五年五月十五日

東京都交通局長 久 我 英 男
 東京都交通局会計事務規程の一部を改正する
 規程

東京都交通局会計事務規程（昭和三十年交通局規程第十号）の一部を次のように改正する。
 別表第一 十二の項中「代金」の下に「並びに電車の寄付金」を加える。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

公 告

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があつたので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名（団体にあつては団体名及びその代表者の氏名）(二)住所（団体にあつては所在地）(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、令和五年五月十五日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目八番一号）に到着するよう提出してください。

令和五年五月十五日

東京都知事 小 池 百合子
 京王八王子ショッピングセンター

二	店舗所在地	八王子市明神町三丁目二十七番一 号	十八	縦覧時間	午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。
三	設置者名	京王電鉄株式会社	一	店舗名	京王府中駅ビル
四	設置者住所	新宿区新宿三丁目一番二十四号	二	店舗所在地	府中市府中町一丁目二番地一
五	変更前の設置者の代表者名	紅村 康	三	設置者名	京王電鉄株式会社
六	変更後の設置者の代表者名	都村 智史	四	設置者住所	新宿区新宿三丁目一番二十四号
七	変更前の小売業者の氏名又は名称	株式会社太子堂ほか二十五名	五	変更前の設置者の代表者名	紅村 康
八	変更後の小売業者の氏名又は名称	株式会社太子堂ほか二十六名	六	変更後の設置者の代表者名	都村 智史
九	変更を行った小売業者の氏名又は名称	株式会社東方紅企画ほか四名	七	変更を行った小売業者の氏名又は名称	京王書籍販売株式会社ほか二名
十	変更前の小売業者の住所	神奈川県川崎市中原区市ノ坪四百四十九番地三シテイタワー武蔵小杉五千二百十（株式会社東方紅企画）ほか	八	変更前の小売業者の住所	多摩市落合一丁目四十三番地（京王書籍販売株式会社）
十一	変更後の小売業者の住所	世田谷区玉川一丁目二番八号（株式会社東方紅企画）ほか	九	変更後の小売業者の住所	多摩市豊ヶ丘一丁目二十二番地（京王書籍販売株式会社）
十二	変更前の小売業者の代表者名	古屋 圭子（京王食品株式会社）ほか	十	変更前の小売業者の代表者名	古屋 圭子（京王食品株式会社）ほか
十三	変更後の小売業者の代表者名	林 由紀（京王食品株式会社）ほか	十一	変更後の小売業者の代表者名	林 由紀（京王食品株式会社）ほか
十四	変更日	令和四年十二月二十三日ほか	十二	変更日	令和四年十一月二十一日ほか
十五	届出日	令和五年三月二十四日	十三	届出日	令和五年三月二十四日
十六	縦覧場所	東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目八番一号）	十四	縦覧場所	東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目八番一号）
十七	縦覧期間	令和五年五月十五日から同年九月十五日まで。ただし、東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第十号）に定める休日を除く。	十五	縦覧期間	令和五年五月十五日から同年九月十五日まで。ただし、東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第十号）に定める休日を除く。
			十六	縦覧時間	午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

指定番号	商号又は 名称	代表者	事業所所在地	室木水道 工事店	十一番十六号
五八七四	新栄興業株式会社	田中剛太郎	中野区本町六丁目二十二番十九号	五八八五	すずのき設備工業株式会社
五八七五	ワンパースン株式会社	大関 琢人	練馬区中村一丁目五番十七号	五八八六	Life More 中野 達也
五八七六	Karain	五島加世子	豊島区池袋二丁目十七番八号 二〇三ーF号室	二	指定年月日
五八七七	Sensia	木下 陽子	八王子市絹ヶ丘三丁目三十三番十七号	令和五年四月五日	
五八七八	Maytech	近藤 文春	江戸川区西小松川町三十一番十五号 二階		
五八七九	株式会社Blue Power Construction	原田 秀雄	港区赤坂二丁目十六番八号 五階		
五八八〇	株式会社スウィートホーム住宅サービス	神田 康宏	渋谷区代々木四丁目六十二番十六号 朝日プラザ代々木山手一〇一号室		
五八八一	島村工業	島村 幸弘	青梅市今井二丁目千百十五番地の七		
五八八二	株式会社エムエイチ	引地 恵	東村山市秋津町五丁目四番地百八十八ー一〇二		
五八八三	幸光設備株式会社	枇杷 良樹	板橋区赤塚三丁目十八番二号 朝日ビル一階ーB		
五八八四	株式会社室木宏太	室木 宏太	江戸川区松江三丁目		

発行
 東京都
 東京都新宿区西新宿三丁目八番一
 号(代)

郵便番号
 163-8001

定価
 本号
 一箇月 六、六〇〇円
 (郵送料を含む)

印刷所
 勝美印刷株式会社
 東京都文京区白山一丁目十三番七
 号(代)

郵便番号
 113-0001

